



内閣府
男女共同
参画局

令和7年9月16日
第54回基本計画策定・推進専門委員等会議

資料3-1

「第6次男女共同参画基本計画」 の策定について

令和7年9月16日
内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課



女性に対する暴力根絶
のためのシンボルマーク

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日）

5つの基本理念

- ・男女の人権の尊重 ・社会における制度又は慣行についての配慮
- ・政策等の立案及び決定への共同参画 ・家庭生活における活動と他の活動の両立
- ・国際的協調

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。



基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定

- 第1次 平成12年12月策定
- 第2次 平成17年12月策定
- 第3次 平成22年12月策定
- 第4次 平成27年12月策定
- 第5次 令和 2年12月策定

**男女共同参画会議の下に設置された
第6次基本計画策定専門調査会において検討中**

策定スケジュール・計画策定のプロセス

○策定スケジュール

令和6年度	12月13日	計画策定に向けた「基本的な考え方」についての内閣総理大臣からの諮問（男女共同参画会議（第73回））
	12月下旬～	第5次計画のフォローアップ 第6次計画策定に向けた論点整理、議論
令和7年度	夏～	「基本的な考え方」（素案）のとりまとめ（8月） 公聴会（9月9日、13日） パブリックコメント（8月26日～9月15日） 「基本的な考え方」の答申（男女共同参画会議） 第6次計画の諮問・答申（男女共同参画会議）
	12月	閣議決定

○計画策定のプロセス

現行計画の進捗状況や今後の課題等について、関係府省や有識者からヒアリングを行うとともに、国民からの意見募集をはじめとして、様々な主体との対話を推進し、第6次計画策定のプロセス自体を広報・啓発の一環として重視していく。

第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての 基本的な考え方（素案）概要

目次

第1部 基本的な方針

第2部 政策編

I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現

第1分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現

第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第3分野 女性の所得向上と経済的自立の実現

第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援

第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりをつまえた男女共同参画の推進

第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実

第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進

第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

基本認識

- **性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等のジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶**は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、国としての責務である。
- 女性に対して行われるものの背景には、**社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在**しており、その根絶に向けては、社会経済における男女間の格差是正や、男女の人権尊重の徹底等の意識改革に取り組む必要がある。
- 女性に対する暴力に限らず、暴力はその対象の性別を問わず許されるものではなく、**男性や性的マイノリティ等多様な被害者が存在するためあらゆる暴力を容認しない姿勢**を示していくことが重要である。
- デジタル化の進展、SNSなどのコミュニケーションツールの更なる広がりに伴い、**被害は一層多様化**しており、**新たな形の暴力**に対しても的確に対応していく必要がある。
- 暴力の被害者に対しては、その尊厳の回復のため、被害者に寄り添った十分かつ専門的な支援を行う必要があり、こうした支援は、相談から保護、自立支援、自立後の継続的支援まで、**早期から切れ目なく、行政と民間団体とが連携し、包括的に提供することが重要**である。

各施策分野

- | | |
|---------------------------------|------------------------|
| 1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化 | 6 セクシュアルハラスメント防止対策の推進 |
| 2 性犯罪・性暴力への対策の推進 | 7 人身取引対策の推進 |
| 3 こどもに対する性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進 | 8 売買春への対策の推進 |
| 4 配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進 | 9 インターネットを利用した性暴力等への対応 |
| 5 ストーカー事案への対策の推進 | |

内閣府の主な取組

ジェンダーに基づくあらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化

- ・ 性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力の予防と根絶に向けた広報啓発の推進。
- ・ **同意のない性的な行為は性暴力であること**等についての社会全体への啓発
- ・ **各支援関係機関の職員の専門性の向上**を図り、適切な対応ができるよう研修機会の充実
- ・ 医療関係者、教職員、法曹等、被害者に接する可能性のある**専門職に対する研修機会の充実**

性犯罪・性暴力への対策の推進

- ・ ワンストップ支援センターの**運営の安定化及び支援の質の向上**に係る都道府県の取組の支援
- ・ ワンストップ支援センターと地域における**関係機関とのネットワークの構築**に係る都道府県の取組の推進
- ・ 医療関係者及び医療機関のワンストップ支援センターに対する理解を増進するため、**医療関係者等への研修や必要な情報の周知**

配偶者等への暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- ・ 令和5年に改正された配偶者暴力防止法に基づく**取組状況等に係る把握・分析、今後の施策の充実等についての検討**
- ・ 配偶者暴力防止法に基づく**法定協議会の活用等による関係機関・団体との連携**の一層の促進
- ・ 被害者支援の一環としての、**配偶者への暴力の加害者プログラム**の各地域における実施の推進